

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (")	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
○農業振興地域の区域の変更等 (農業農村支援課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(3件) (漁業管理課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	2
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	3
○資金管理団体異動の届出	4
○資金管理団体指定の取消しの届出	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4
正誤	
◎正誤(平16・12・28付け 告示ほか)	9

告 示

高知県告示第109号

生活保護法(昭和25年法律144号)第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成20年2月29日

医療機関の名称	所在地	指定年月日
	高知県知事 尾崎 正直	

変電所通薬局 土佐市高岡町甲919-5	平20・2・1
徳永薬局 安芸郡奈半利町乙1678	" " "

高知県告示第110号
生活保護法(昭和25年法律144号)第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。
平成20年2月29日

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
宮崎医院 四万十市右山天神町5-3		平19・11・30
たかだクリニッ " 下田4320-3		平20・1・5
森本歯科 吾川郡春野町弘岡下3993-9		平19・12・31
キョウニン堂薬 土佐市高岡町乙27-1 土佐シ		平20・1・31
局 ヨッピングセンター内		
徳永薬局 安芸郡奈半利町乙1678	" " "	

高知県告示第111号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成20年2月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成19年11月高知県告示第700号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート 神田店
高知市神田804

3 意見の概要
当該施設について、今回の変更は、開店時間が1時間延長と軽微であり意見等はありません。今までどおり、周辺の住環境への配慮をお願いします。

高知県告示第112号
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、昭和46年1月高知県告示第14号(農業振興地域の指定)で指定し、平成18年1月高知県告示第55号(農業振興地域の区域の変更)でその区域を変更した春野地域(春野町)の農業振興地域の指定を解除し、昭和46年1月高知県告示第14号(農業振興地域の指定)で指定し、平成17年7月高知県告示第513号(農業振興地域の区域の変更等)でその区域の変更等をした高知地域(高知市)の農業振興地域の区域を次のとおりとする。
平成20年2月29日

高知県知事 尾崎 正直
高知市のうち、次の図面の青色で着色した区域

(「次の図面」は、省略し、その図面を高知県農業振興部農業農村支援課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第113号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成20年2月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町上八川上分字ウツゲバラ8301、8303、中追字明神404、410、2610、清水上分字イヨタキ687、字上赤瀧909、2971のロ、2971のハ、上八川下分字タラヤブ10730、10731、10733から10735まで、10739、10736・10738(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、仁淀川町長屋字イタガフチノ上666の1、666の4、667、竹ノ谷字上ヤマクビ3104、3105、ムカイトリゴエ3175の1、3175の3から3175の6まで、寺村字水ノ元2842、カンスノハ2844、2848、2849、2871、2873、2874、2890、3894、坂本字ホドノ2002のイ・2002のロ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ウツゲバラ8303・字明神404・字イヨタキ687・字上赤瀧909・2971のロ・字タラヤブ10731・10733・10735・10736・10738・10739・字イタガフチノ上666の1・667・字上ヤマクビ3105・字水ノ元2842・カンスノハ2844・2848・2849・2871・2873・2874・2890・字ホドノ2002のイ(以上23筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第114号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったの

で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

宿毛市

中西直秀

〃

濱場得弘

〃

鎌田満哉

(2) 加入区の名称

大海加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年2月29日から同年3月14日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合大海支所

高知県告示第115号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市

池田重幸

〃

川口光秀

〃

花岡俊秋

(2) 加入区の名称

羽根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

羽根町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年2月29日から同年3月14日まで

(2) 縦覧場所

羽根町漁業協同組合

高知県告示第116号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町

黒田朝男

〃

梶原紹之

〃

黒田一男

(2) 加入区の名称

柏島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年2月29日から同年3月14日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合柏島支所

高知県告示第117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年2月29日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市小籠 字福留	883番8	6.2	35.90	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年2月18日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成20年2月18日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった	申請に係る特定非営利活動法人
------------	----------------

年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成20年2月18日	特定非営利活動法人高知県成年後見センター	窪 則光	高知市城見町8番7号窪ビル1階	この法人は、高齢者、知的障害者（以下、高齢者等とする。）が自らの意思に基づいた日常生活が過ごせるよう、権利の擁護と財産の管理等について支援することにより高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年2月29日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第2号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「第6条第1項第5号を除き、以下」に改める。

第6条第1項第8号中「犯罪の被害者」を「犯罪被害者」に改める。

第16条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第38条第2号ウ及び第53条中「少年事件捜査指導官」を「少年事件指導官」に改める。

附 則

この規則中第1条、第6条第1項第8号及び第16条の改正規定は平成20年3月1日から、第38条第2号ウ及び第53条の改正規定は同年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成20年2月29日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本栄養士連盟高知県支部	藤村 巖	高橋 立	高知市本町四丁目1-35	平20・1・18

高知県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年2月29日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党須崎市支部	異動なし	面村 泰一	異動なし	平20・1・8
異動後			竹内 健造		
異動前	自由民主党高知建設支部	井上 和水	異動なし	異動なし	平20・1・9
異動後			岡崎 隆		
異動前	自由民主党高知市南支部	大久保 清	異動なし	高知市池241	平20・1・11
異動後			桑名 龍吾	高知市高須東町6-8-3F	
異動前	自由民主党高	異動なし	岡部 利雄	異動なし	平20・1・17

異動後	知市潮江支部		三木 慶子		
異動前	自由民主党恩政連高知県総支部	溝淵 福一	異動なし	異動なし	平20・1・29
異動後		松崎 鶴一			

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	岡崎くに子後援会	十亀 教夫	異動なし	高知市愛宕山39-7	平20・1・15
異動後				高知市加賀野井二丁目6-3	
異動前	岡崎くに子を育てる会	異動なし	異動なし	高知市愛宕山39-7	平20・1・15
異動後				高知市加賀野井二丁目6-3	
異動前	浜田りえ後援会	異動なし	異動なし	高知市大津乙440-5	平20・1・23
異動後				高知市大津甲1142-10	
異動前	冲本 年男後援会	橋本 恒治	異動なし	異動なし	平20・1・30

異動後		市原 徳成			
異動前	女性党高知県四万十市支局	中屋 竹美	中屋 竹美	異動なし	平20・1・30
異動後		伊東 明己	伊東 明己		

高知県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年2月29日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県参議院選挙区第一支部	高知市九反田13-11-101	田村 公平	解散	平20・1・29

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
吉良史子後援会	高岡郡津野町姫野々598-1	松尾 政顕	解散	平20・1・4
川竹大輔後援会	高知市新屋敷二丁目18-39	川竹 大輔	解散	平20・1・7
かりや哲夫後援会	南国市前浜2209	大原 正美	解散	平20・1・8
前田哲生後援会	高岡郡四万十町香月が丘6-18	武石 利彦	解散	平20・1・8
大方町商	幡多郡黒潮町入	小永 正裕	解散	平20・

工政治連盟	野1396				1・10
山本幸雄後援会	宿毛市山奈町山田2689	今津 久雄	解散		平20・1・16
橋本犬志後援会	土佐清水市三崎浦三丁目1-2	橋本 恵友	解散		平20・1・18
岡崎俊一後援会	南国市天行寺305	山本 幸男	解散		平20・1・21
吉本真介後援会	室戸市室津2174-1	沢山 忠志	解散		平20・1・21
福島明後援会	高知市はりまや町一丁目1-25	今橋 経任	解散		平20・1・29
明友倶楽部	高知市はりまや町一丁目1-25	福島 明	解散		平20・1・29
女性党高知県高知市支局	高知市横浜西町35-44	永吉 智子	解散		平20・1・31
女性党高知県高知総支局	南国市下野田479	伊東 明己	解散		平20・1・31
女性党高知県四万十市支局	四万十市中村丸ノ内40	伊東 明己	解散		平20・1・31
女性党高知県南国市支局	南国市稲生3201	大崎 美枝	解散		平20・1・31
橋本大二郎後援会	高知市薊野西町三丁目15-15	上田 真弓	解散		平20・1・31

高知県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成20年2月29日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	岡崎 邦子	異動なし	岡崎くに子を育てる会	高知市愛宕山39-7	平20・1・15
異動後				高知市加賀野井二丁目6-3	

高知県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成20年2月29日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
川竹 大輔	高知県議会議員	川竹大輔後援会	高知市新屋敷二丁目18-39	川竹 大輔	平20・1・7
植田 壮一郎	高知県議会議員	植田壮一郎後援会	室戸市浮津二番町33	植田 壮一郎	平20・1・8
福島 明	高知市議会議員	明友倶楽部	高知市はりまや町一丁目1-25	福島 明	平20・1・29

監 査 公 表

監査公表第4号

平成20年2月29日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第127号
平成19年7月17日

監査委員 様

高知県知事

平成18年度行政監査結果に対する措置について
平成19年1月26日付け18高監報第13号で報告のありました、企画課の事務・事業の執行状況についての平成18年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

1 監査結果(監査結果報告書の第3 総括の4 結論(抄))

(1) 企画課のあり方

- 将来予測される大規模な課室の再編時にはこうした評価を踏まえて全庁的に政策立案能力を高め、どのように機能させるか検討することが望まれる。
- この場合には、職員は必ず課室に属さなければならないといった既存の観念にとらわれることなく、部局長に直属するライン職を構想する途もあると考える。
- 平成19年度の喫緊の課題として、企画課として独立させるかどうかについては、部局の課室数、出先機関数、職員数及び業務の質や量によって判断すべきであって、一律に企画課を置くべきでないとする。
- 政策立案に特化するのであれば、当初の構想どおり企画課には事業を所管させない方がよいと考える。
- 要は形にとらわれることなく、実質的に所期の目的であった政策の総合的な企画及び調整並びに事務の総合調整の機能をどのように確保していくかが常に問いかけている課題であると認識し、自由な発想のもとに柔軟に、かつ、しなやかに県組織のあり方を検討されるよう強く望むものである。

(2) 意見(政策立案)

- もともと全庁を網羅するような会議の場で政策課題を下から積み上げて設定しようとする手法自体、実際問題として現実的に機能し得るとは言い難く、むしろ、より上位のレベルで政策課題を設定し、しかる後に、その政策課題に対応する部局あるいは課室を構成メンバーとして機動的、効率的に政策立案につなげていく手法が検討されてしかるべきものとする。
- 企画立案能力を高めていく上で、まず組織ありきの発想

に立つのではなく、「政策立案」のプロセスを機能的に推進できる体制はどうあるべきかという視点に立って検討がなされるべきである。

2 措置の内容

今年度の組織改正では、部局の再編をはじめ、平成15年度の組織改正以来大幅に組織機構を見直しました。

この中で、政策調整機能の強化、権限及び責任の明確化、意思決定の迅速化、新たな行政課題への迅速な対応等といった、これまでの組織改正のねらいやメリットを維持することとし、平成15年度に設置した企画課を、新たな部局においても引き続き設置することにしました。

これまで、企画課に対しては、「企画」という課名から、議会等から部内の政策の企画立案ができていたのかといった意見が出されていました。

こうしたことから、今年度の組織改正に当たっては、企画課のあり方について、企画会議やワーキンググループ等で意見交換を行うなど庁内で議論を重ねた結果、部局長の官房機能や部局内の調整などの企画課が果たしている役割や機能は必要であるとの認識から、引き続き企画課を設置することにしました。

企画課を設置する大きなねらいは、部局の政策調整機能を強化し、部局長の官房としての役割を果たしていくことにありとされており、具体的には、

- ・ 部局の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- ・ 部局内の予算、組織及び定数に関すること。
- ・ アウトソーシングの推進、時間外勤務の縮減など部局内の事務事業全般の見直しに関すること。
- ・ 部局内の広報事務に関すること。
- ・ 経営品質向上システムの推進に関すること。

といったものがあげられます。

今年度においては、県政全体と各部局についての経営方針の見直しが予定されており、この中で、企画課の力が一層発揮されることになると考えています。

また、企画課が所期の目的を果たしていくためには、各部局長の意識や使い方が大事であるとも考えており、各部局において、企画課に対して明確なミッションを持たせるなどにより、企画課が庁内組織の中で、期待される役割を發揮できるように各部局に指示したところです。

今後は、企画課がその役割を果たしているかを検証するとともに、更なるスリム化を進めていかなければならない中で、企画課を含めた組織のあり方や仕事の仕方について検討していく必要があると考えています。

19高行管第123号
平成19年7月13日

監査委員 様

高知県知事

平成18年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成19年2月20日付け18高監報第17号で報告のありました、庁舎管理に係る委託契約についての平成18年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

（監査結果）

- 1 高知県契約規則では、予定価格が100万円を超える委託は、原則として競争入札を行うべきと規定されており、随意契約は例外的な契約方法である。監査の結果、100万円を超える契約でも、ほぼ5割の件数が随意契約となっている。競争入札が原則であることを踏まえて、契約の締結に当たっては、経済性の観点から、随意契約をすることの妥当性を十分検討する必要がある。

（措置の内容）

- （1）中央西福祉保健所
庁舎の機械警備の委託契約において、19年度は複数の見積もりとしたところ、機械を設置していない業者が低額となったため、契約の相手方を変更しました。

- （2）中央西土木事務所
警備業務は機械警備で対応しており、業者数が限定される中で19年度は、各業者の見積書を精査、比較検討し、経費の効率化に努めました。

また、これまで別々に随意契約していた空調機器保守点検業務と空調設備自動制御機器保守点検業務とを19年度は、統合して指名競争入札とし、経費の効率化及び公平性に努めました。これにより、入札の結果、新規業者が落札しました。

（監査結果）

- 2 エレベーターなどの保守管理委託では、設置業者と継続して単独随意契約を締結している事例が多いが、安全性や故障時の対応も考慮に入れた上で、競争入札に移行できないかを検討する必要がある。

（措置の内容）

- （1）管財課
平成19年度の保守管理に係る入札に当たっては、北庁舎及び議会棟については、見積競争としましたが、本庁舎及び西庁舎については、単独随契としました。

その理由としては、法定耐用年数は17年となっていますが、本庁舎（昭和37年設置）及び西庁舎（昭和57年設置）は大きく超過し老朽化しており、故障時の物品調達に時間を要するものや困難を伴うものが多い状態にありますので、安全性や故障時の対応を考慮し、設置業者と単独随契を行っているものです。

- （2）療育福祉センター

ア 独立系保守業者に対するヒアリング

県内の独立系保守業者に保守管理を委託した場合に、安全性がいかに担保され、故障時の対応がどのような形でスムーズに行われ得るかについて検討するために、次の観点でヒアリングを行います。

（ア）安全性を確保するために、委託者が受託者に示すべき保守管理対象機器（エレベーター）に関する必要十分な情報は何か。

（イ）メーカーに依存しないで受託者単独で復旧できる故障と、メーカーとの連携又は全面的にメーカーに依存せざるを得ない故障の種類とその切り分け

イ 競争入札に移行するための必要条件の整備

保守管理内容の品質を担保し、入札が成立するために必要と考えられる必要条件の整備を、次の方針により進めます。

（ア）保守管理内容について、定性的な要件の提示ではなく、委託する作業項目とその内容を可能な限り具体的に記述した仕様書を作成します。作成に当たっては、現在の保守受託業者から詳細な保守管理作業項目とその内容及び当該保守対象機器（エレベータ）についてメンテナンス上承知しておかなければならない特性等の提示を求め、これを参考にします。また、県が一元的に対応する場合の当該所管部署または県他機関と情報交換を行い、統一的な取扱を目指します。

（イ）適正と考えられる積算手法について、県他機関の事例を参考に検討し、前項と同じく、県が一元的に対応する場合の当該所管部署または県他機関と情報交換を行い、統一的な積算手法の確立を目指します。

ウ 競争入札への移行の検討及び実施

前2項の結果及び条件整備の状況を踏まえて、競争入札への移行の可否を検討し、移行が可能な状況になり次第、競争入札に移行します。

エ 競争入札への移行の条件が整うまでの取扱

競争入札への移行の条件が整わない間については、従前と同じく単独見積り随意契約により契約を行うこととなりますが、この場合においても、契約種別（フルメンテナンス契約（以下「FM契約」という。）とパーツ・オイル・グリス契約（以下「POG契約」という。））の検討、必要な保守管理内容の精査と価格交渉を行うことはもちろん、受託して行う詳細な作業項目とその内容の提示及び作業結果の報告を求めるなどにより、競争入札への早期移行を目指して、必要な情報収集を行うものとします。

（3）工業技術センター

今までは、設置業者に保守管理を委託することが、異常時の状況把握が迅速にできること等の利点があるということで

随意契約を行っていましたが、県内業者を中心に独立系保守業者に委託することも検討していきたいと考えています。

(4) 須崎農業振興センター

前年度までの契約はFM契約による単独随意契約をしていましたので、次のことを検討しました。

ア POG契約

当該庁舎のエレベーターは設置後37年経過しており、設備の部品交換や消耗品修理等が今後生じることが予定され、POG契約では別途料金となるために経済的にFM契約が有利となります。

イ 独立系保守業者の新規参加による競争見積り

上記アにより当該庁舎エレベーターはFM契約としますが、FM契約保守管理に新たに参入する場合は、基本的にエレベーター設置後10年未満の設備が対象であり、独立系保守業者からは競争見積りには参加できないとの回答がありました。

以上のア、イの検討結果より、前年度同様に平成19年度の契約はFM契約による単独随意契約を締結しました。

(5) 高知女子大学

本学及び高知短期大学では、それぞれエレベーター1基を設置以来、設置業者と単独随意契約で保守委託してきましたが、19年度の保守委託契約については北庁舎、議会棟の例を参考に庁舎管理経費の節減を図るため、独立系保守業者を入れた競争見積の実施を検討しました。

しかしながら、本学のエレベーターは設置から20年ほど経過し老朽化していることから、独立系保守業者では故障時の部品調達が困難なこと、そのために故障の際に復旧までの時間を要することなどから、19年度も設置業者と保守委託契約を締結することにしました。

(監査結果)

3 清掃の委託については、5年間同一業者と契約を締結している事例が多い。地域の実情も考えられるが、指名業者を積極的に入れ替えるなどして、競争性を発揮するように努めるべきである。

(措置の内容)

(1) 管財課(北庁舎)

5年間同一業者と契約を締結している北庁舎の清掃委託の業者選定については、地域性、業務実績(前年度の契約業者は特段の理由のない限り指名している。)等とともに、本庁舎、西庁舎、北庁舎のバランス等を考慮し決定しており、適宜、指名業者の入れ替えを行っています。

平成19年度の委託に係る入札に当たっては、10指名業者中の2業者を入れ替えています。

(2) 職員能力開発センター

平成18年度までは、毎年指名業者を選定する際には競争性

が発揮できるよう、前年に高い金額で入札をした業者を、近隣の県施設で契約実績のある業者に入れ替えていました。

平成19年度の契約については、業務全般を見直し、民間の人材育成の知識やノウハウを取り入れ、より質の高い研修を効率的に行うために、研修業務と清掃を含む施設管理業務を一括してアウトソーシングすることとしました。委託先の選定の方法としては、金額だけでなく、実施の内容にも競争性を持たせることができる、プロポーザル方式を取りました。そして、受託業者の募集については、広報誌やホームページなどを積極的に活用し、多くの業者に応募していただけるよう工夫をしました。より質の高い研修を効率的に実施できる業者を選定するためには、このプロポーザル方式が適切であると考えていますので、20年度以降も同じ方法を予定しています。

(3) 中央東福祉保健所

庁舎清掃委託契約については、指名競争入札で、常時10業者を指名し入札を行っています。指名に当たっては、管財課作成の「指名競争入札参加資格者登録名簿」を参考に、当所への指名願い提出業者の中から、事業所の規模や前年度の入札参加業者の入札額などを考慮した指名判断基準に基づいて指名しています。

これにより、毎年3～4業者程度の入れ替えがなされ、競争性の確保に努めてきました。

監査対象期間である5年間、同一業者と契約がなされたことは、上記のような競争性に配慮した運用のなかで、入札参加業者の価格競争の結果、発生してきたものです。

なお、今後は、より競争性が発揮されるよう、指名業者の入替数の見直しや入札状況の公表を検討していきたいと考えています。

(4) 中央西福祉保健所

19年度は18年度の契約相手方を除いて指名業者を全て変更して入札を行いました^{すべ}が、結果として前年と同じ業者の落札となりました。

(5) 総合看護専門学校

清掃委託については、清掃、警備及びボイラー・危険物保守管理を一括契約していたものを、清掃委託と警備及びボイラー・危険物保守管理委託とに分け、清掃委託も競争性を発揮するように指名業者数を増やし入札を行った結果、新たな業者との契約を締結することになりました。

(6) 工業技術センター

18年度までは、5年間同一業者と契約していましたが、19年度は競争性が発揮され、委託業者が入れ替わりました。今後も、できる限り指名業者の入れ替えを行い、より競争性が発揮できるよう取り組んでいきます。

(7) 紙産業技術センター

19年度は、10業者の指名競争入札を実施し、昨年度の契約業者以外の9業者の入れ替えを行いました。

これにより、19年度の契約業者は、過去5年間契約していた業者とは異なりました。

(8) 農業技術センター

従前は、指名業者を入れ替えることなく10業者を指名し、入札を実施してきました。

平成18年度行政監査の結果を受け、平成19年度の入札においては、10業者中3業者を入れ替えて指名しましたが、落札業者は従前と同一の業者でした。

(9) 森林技術センター

清掃委託業務の契約に当たっては、当該年度に営業実績がある有資格の全業者を対象に、管財課が設定する合同入札会場を活用して、指名競争入札を行ってきており、当該手法により十分に公平性・競争性は確保されてきていると判断し、19年度の清掃委託契約についても、同様の手法により実施しました。

しかし、今年度の落札金額はいわゆるダンピング要素も強く示しているものであり、今後は、「健全な競争性」と言った観点から、再度現行手法の検討・見直しを要するものと思われる。

(10) 須崎農業振興センター

清掃委託の契約方法は指名競争入札によるものであり、指名業者数は毎年15業者程度の指名をしており、業者の選定は前年度の参加者に対して入札金額が高額な3～5業者を入れ替えております。

予定価格の積算については、作業面積、作業時間、年間作業回数及び人件費により積算をしてきており、事務所の統廃合等により清掃の基準を見直しながら年々若干ではありますが、積算金額は減少しております。

19年度の清掃委託契約についても、例年どおりの指名競争入札により3業者の入れ替えを行い、全16業者を指名し入札を執行しました。また、当該入札では仕様書の清掃基準について大幅に変更(県下統一的に執務室の清掃を職員自ら行うこととしたこと及びその他の清掃箇所についても他総合庁舎と統一的な基準とすること)しました。

結果として、19年度は別業者との契約となり、契約金額は対前年度比約60%となりました。

(11) 農業大学校

指名業者の入れ替えについて、行っていきたいと考えています。

(12) 安芸土木事務所(室戸総合庁舎)

清掃業務委託の契約方法については、毎年10業者以上による指名競争入札を行い、指名方法についても前年度の入札金額が高額であった業者をはずし、新しい業者を指名すること

で競争性を確保する等、適正な契約に努めております。
来年度契約についても、上記内容による指名競争入札の執行に加え、清掃箇所の見直しを含めた仕様書の作成等により、適正な契約事務の執行に努めます。

(13) 中央西土木事務所

19年度の清掃業務については、仕様の見直し及び労務費の精査に加え、指名業者を前年度の13社から16社に増やし、経費の効率化及び公平性、透明性の確保に努めました。入札の結果は、新規業者が落札しました。

(14) 須崎土木事務所四万十町事務所

19年度は、これまで指名していない5業者を加えた15業者で入札を行いました。結果は、前年度と同じ業者が落札しました。

(15) 高知女子大学

従来、永国寺キャンパスと池キャンパスとにおいて、それぞれ別々に清掃委託の指名競争入札を実施してきましたが、契約方法の見直しと経費節減及び永国寺キャンパスの清掃内容の質の向上を検討し、19年度の清掃委託契約は両キャンパスの契約を一本化して指名競争入札を実施しました。

その結果、19年度予算額9,352千円に対し契約額8,610千円と742千円の経費節減となりました。

(監査結果)

4 庁舎の保守その他の維持管理の委託契約については、条例では長期継続契約が認められていることから、契約期間の上限を1会計年度と定めている現行の「契約事務の適正化要綱」の見直しを検討すべきである。

(措置の内容)

更なる経費の削減と、継続的に良質なサービスの提供を受ける契約とする必要性を考慮し、契約期間の上限を一会計年度と規定しているものについては見直します。

(監査結果)

5 契約金額の基準となる予定価格の積算については、適正な積算と適切な仕様書によって競争性を確保し、透明性を高めるように努めるべきである。そのためには、全庁的に庁舎管理委託契約について、具体的に指導する一元的な管理体制を構築することを求めるものである。

(措置の内容)

現状では、庁舎ごとに実情が異なることから、直ちに管理体制を一元化することは困難ですが、本庁の清掃業務等をもとにモデルを作成し、それを関係所属に示すなど、予定価格の積算や仕様書の組み方の標準化に向けた取り組みを進めることとします。

19高総福第349号
平成19年8月7日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長
平成18年度行政監査の結果に対する措置について
(通知)

平成19年1月26日付け18高監報第13号で報告のありました、企画課の事務・事業の執行状況についての平成18年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

1 監査結果(監査結果報告書の第3 総括の4 結論(抄))

(1) 企画課のあり方

① 政策の総合的な企画・調整については十分機能しているとは言い難い。大規模な課室の再編時には、こうした評価を踏まえて全庁的に政策立案能力を高め、どのように機能させるか検討することが望まれる。

この場合には、職員は必ず課室に属さなければならないといった既存の観念にとらわれず、部局長に直属するライン職を構想する途もあると考える。

② 平成19年度の喫緊の課題として、企画課として独立させるかどうかについては、部局の課室数、出先機関数、職員数及び業務の質や量によって判断すべきであって、一律に企画課を置くべきでないとする。

③ 政策立案に特化するのであれば、当初の構想どおり企画には事業を所管させない方がよいとする。

④ 要は形にとらわれるのではなく、実質的に所期の目的であった政策の総合的な企画及び調整並びに事務の総合調整の機能をどのように確保していくかが常に問いかけている課題であると認識し、自由な発想のもとに柔軟に、かつ、しなやかに県組織のあり方を検討されるよう強く望む。

(2) 意見(政策立案)

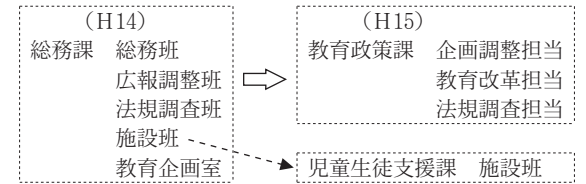
① もともと全庁を網羅するような会議の場で政策課題を下から積み上げて設定しようとする手法自体、実際問題として現実的に機能し得るとは言い難く、むしろ、より上位のレベルで政策課題を設定し、しかる後に、その政策課題に対応する部局あるいは課室を構成メンバーとして機動的、効率的に政策立案につなげていく手法が検討されてしかるべきとする。

② 企画立案能力を高めていくうえで、まず組織ありきの発想に立つのではなく、「政策立案」のプロセスを機能的に推進できる体制はどうあるべきかという視点に立って検討がなされるべきである。

2 措置の内容

平成19年度の教育委員会事務局の組織機構については、平成15年度以来となる大幅な改正を行い、その中で教育政策課(知事部局でいう「企画課」の機能を有する課)の見直しも実施しました。

教育政策課は、平成15年度の組織改正の際、それ以前の総務課を見直して設置した課ですが、もともと総務課自体が、事務局内の事務の調整機能や教育政策に関する企画立案機能を有していたことから、施設班を新設の課(児童生徒支援課)に移管したことなどを除けば、ほぼ総務課の機能を引き継いでいました(下図参照)。



教育委員会としては、教育に関する政策を着実に進めていくため、事務局内にそれを企画立案し、調整する機能を持った組織が必要であると考え、政策立案機能の充実・強化については、平成15年度以降も課題意識を持っていたことから、平成19年度の組織改正に当たっては、その点に特に留意しました。

具体的には、

- ① 平成9年度から取り組んだ「土佐の教育改革」10年の成果を踏まえた新たな教育政策を推進するため、教育企画監(2等級、教員)ポストを新設するとともに、チーフを含め教育行政に関する企画・調整を担当する職員4名を配置
- ② 子どもたちや学校現場、教職員により近い観点で、機動的・効率的な政策立案ができるよう、教職員制度等を所管していた教職員課を教育政策課に統合
- ③ 従来、教育政策課が所管していた事務局の組織定数・人事・給与・服務など内部管理に関する業務は、新設の総務福利課に移管

といった見直しを行いました。

今後は、新たな組織のもとで、政策立案機能が十分発揮できるよう努めていきたいと考えています。

19高教政第720号
平成19年9月10日

監査委員 様

高知県教育委員長

平成18年度行政監査結果に対する措置について(通知)

平成19年2月20日付け18高監報第17号で報告のありました、庁舎管理に係る委託契約についての平成18年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

(監査結果)

3 清掃の委託については、5年間同一業者と契約を締結している事例が多い。地域の実情も考えられるが、指名業者を積

極的に入れ替えるなどして、競争性を発揮するように努めるべきである。

(措置の内容)

高知江の口養護学校

清掃委託については、清掃、空調機フィルター清掃、電気設備等保守管理を一括契約していることから、これら全ての業務を実施できる業者ということで、入札参加業者も限られています。

この限られた入札参加業者の価格競争の結果として、平成19年度は前年と同業者の落札となりました。

今後は、一括契約していた清掃委託を業務内容を考慮して分割することにより、指名業者数を増やすことなどを検討していきたいと考えています。

装施発第26号

平成20年1月18日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

平成18年度行政監査結果に対する措置について(通知)

平成19年2月20日付け18高監査第17号で通知のありました、庁舎管理に係る委託契約についての平成18年度行政監査結果に対して下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

(監査結果)

1 高知県契約規則では、予定価格が100万円を超える委託は、原則として競争入札を行うべきと規定されており、随意契約は例外的な契約方法である。監査の結果、100万円を超える契約でも、ほぼ5割の件数が随意契約となっている。競争入札が原則であることを踏まえて、契約の締結に当たっては、経済性の観点から、随意契約をすることの妥当性を十分検討する必要がある。

(措置の内容)

高知県警察では、予定価格が100万円を超える委託契約については、規定どおり指名競争入札を原則として実施しています。随意契約は、入札が不落の場合に地方自治法施行令第167条の2に基づき行っており、今後においても、高知県契約規則等の規定に沿って、適正な契約を行うこととします。

(監査結果)

2 エレベーターなどの保守管理委託では、設置業者と継続して単独随意契約している事例が多いが、安全性や故障時の対応も考慮に入れた上で、競争入札に移行できないかを検討する必要がある。

(措置の内容)

エレベーターの保守管理委託契約を行っているのは、警察本部、運転免許センター、高知署及び高知南署の4箇所、いず

れも異常発生時に即時に対応ができ、応急処置や復旧修繕ができるよう、適正な部品等を確保している設置業者と随意契約を行っています。

安全性の確保、異常発生時における対応や管理体制等を考慮すると、現状では競争入札に移行することは困難である。

(監査結果)

3 清掃委託については、5年間同一業者と契約を締結している事例が多い。地域の実情も考えられるが、指名業者を積極的に入れ替えるなどして、競争性を発揮するように努めるべきである。

(措置の内容)

高知県警察では、公平性・透明性を高めるため、前年度の指名業者の約半数を入れ替え、また、高知県総務部長名通知に定められた指名業者数より5社程度多く指名して実施しており、今後も継続して適正な執行に努めます。

(監査結果)

4 庁舎保守その他の維持管理の委託契約については、条例では長期継続契約が認められていることから、契約期間の上限を1会計年度と定めている現行の「契約事務の適正化要綱」の見直しを検討すべきである。

(措置の内容)

高知県警察で該当する契約は、「警察本部庁舎中央監視業務」と「警察本部庁舎空調・衛生・電気等日常管理業務」であり、1年契約を行っています。契約事務については、県が定めている規則等により適正に行っており、今後も県の方針に沿って対応します。

(監査結果)

5 契約金額の基準となる予定価格の積算については、適正な積算と適切な仕様書によって競争性を確保し、透明性を高めるように努めるべきである。そのためには、全庁的に庁舎管理委託契約について、具体的に指導する一元的な管理体制を構築することを求めるものである。

(措置の内容)

高知県警察において、警察本部、警察署共に実施している委託契約は庁舎清掃業務契約であり、現在はそれぞれ個々に契約を行っています。平成19年10月に県から清掃業務委託の積算モデルが示されたことから、今後、警察本部及び警察署では、この積算モデルを基準として契約を実施することとします。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平16・12・28	号外39	◎告示 ◎議会告示 ◎教育委員会告示 ◎警察本部告示	15	右 (21・22)	高知県告示第645号 高知県議会議長告示第1号 高知県教育委員会告示第30号 高知県警察本部告示第1号 <hr/>	<u>昭和32年10月高知県告示第645号</u>
				右 (36・37)	<u>職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第8条</u>	<u>職員の条例第8条</u>
平19・12・28	号外46	◎告示 ◎議会告示 ◎教育委員会告示 ◎警察本部告示	22	右 (23~30)	高知県告示第645号 高知県議会議長告示第1号 高知県教育委員会告示第30号 高知県警察本部告示第1号 <hr/>	高知県告示第645号 高知県議会議長告示第1号 高知県教育委員会告示第30号 高知県警察本部告示第1号